

平成 21 年 5 月 29 日現在

研究種目：基盤研究（c）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19530101
 研究課題名（和文）：戦後ドイツの連邦制形成における規範的・制度的言説空間
 と対抗的政治像
 研究課題名（英文）：The Normative and Institutional Discourse on the German Federal State
 Formation
 研究代表者：北住炯一
 所属研究機関名・部局名・職：愛知学院大学・総合政策学部・教授
 研究者番号：20100901

研究成果の概要：

ドイツの戦後連邦制は1949年の基本法の制定によって形成され、その基本的特質は基本法の中に制度化された。本研究は、第一に、ドイツ連邦制がいかなる理念と考え方でもって構築されたかに関して言説分析を行い、第二に、占領軍政府と州首相の連邦制建設をめぐる対立・妥協のプロセスを1948年8月のヘーレンキムゼー憲法会議の時点まで明らかにした。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成19年度	1,100,000	330,000	1,430,000
平成20年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：政治学

科研費の分科・細目：政治史

キーワード：ドイツ、連邦制、占領軍政府、州首相、ロンドン会議、フランクフルト文書、ヘーレンキムゼー憲法会議、議会評議会

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究開始の現代的時代背景

研究開始の現代的時代背景は以下の通りである。

① 1990年代に入って、冷戦構造の崩壊と民族・地域紛争の多発、そして民主化の進展の中で、連邦制・連邦主義は政治を読み解くキーワードとなった。

② 1991年後、ソ連、チェコスロバキア、ユーゴスラヴィアでは連邦制が崩壊した。1990年にはドイツの国家統一により西ドイツの連邦制が東ドイツに移植され、連邦制が拡張・再編された。ベルギーは1993年に単一国家から連邦制に転換した。EUでは1993年のマーストリヒト条約を契機に国家連合か連邦制かの議論が高まった。この

ように連邦制をめぐる多様な同時代的位相が看取できる。

③こうした連邦制をめぐる同時代状況の中で、連邦制の有効性・実効性・可能性が問われるようになった。

④そこで連邦制のあり方と類型を考察し、現代への示唆を得ることは、現代における民族間関係と地域間関係の新たな方向を展望する上で有益であると考えた。

(2) 研究開始の研究史的背景

以上に加え、既存研究史との関わりで本研究は次の背景を有している。

①かつて権威主義体制に関する研究成果を生み出したリンスやステパンは、近年、連邦主義の研究に乗り出している。そこでは連邦制の類型構成に関する新しい問題提起がなされ、連邦主義研究の理論的深化が見られる。

②ドイツの連邦制に関しては、レームブルッフの連邦制論を批判する観点から、レンチュ、シュトルム、ジェフェリー等が「連邦制と政党」に関する研究を盛んに行っている。

③また、グローバル化の中で、「競争的連邦主義」という新しいコンセプトが研究者や経済的・財政的に強い州から提起され、1949年以降の「生活条件の統一性」の確保と地域間格差の調整を目指すドイツ型連邦制の枠組みが見直され始めている。

④こうした事情を受けて、ドイツでは連邦制の大きな改革が2006年以降進められている。

以上の連邦制をめぐる新しい研究状況と現実にあって、ドイツ連邦制の形成過程に焦点を定め、連邦制のドイツ的特質を解明することが有意義であると考え、2007年と2008年の二年間にわたって研究を行った。

2. 研究の目的

本研究では、ドイツ戦後連邦制の形成過程を、第一にドイツ連邦制の形成に関わる言説分析、第二にドイツ連邦制形成をめぐる占領軍政府と州首相の対抗・妥協について究明した。その目的は以下の通りである

(1) 他国と比較して、戦後ドイツに固有な連邦制の制度的特質を明らかにする。

(2) 戦後ドイツ連邦制には従来、協調的連邦制という概念規定が与えられてきたが、果たしてそうなのか。1949年から1950年代にいたる連邦制はいかなる概念で把握できるかを解明する。

(3) 戦後連邦制が独自の特質を有することになった理由を、歴史的要因と同時代的要因から究明する。これまで、後者の要因はわが国ではほとんど明らかにされていないことから、本研究はこうした研究史上の空白を埋めるものとなる。

(4) 本研究を通じて、ドイツ型連邦制の解明により、カナダやスペインなどの多民族型連邦制とは異なる単一型連邦制ないしは領域型連邦制の構造を究明する手がかりを得る。

3. 研究の方法

以上の研究を進める上での方法と視点は次のようなものである。

(1) 連邦制を志向する政治家、政党の理念が、いかなる思想に裏付けられ、連邦制論はどのような対抗概念として提起されたかに注目し、言説分析を行う。

(2) 戦後ドイツの連邦制をめぐる選択肢に注目し、選択肢間の相違がどのようなもので、いかなる連邦制類型を目指すものであったかを明らかにする。

(3) 占領国側のドイツに対する憲法制定要請とこれに反発するドイツ側との対抗関係と妥協関係を明らかにする。

(4) 連邦制形成を規定する歴史的経路依存的要因と同時代的要因の双方を視野に収め、連邦制形成における戦前との連続性・継承性と断絶性を捉える。

(5) 戦後直後の経済・社会状況、とりわけ食糧事情、経済状況、避難民・追放民の受け入れ状況、ならびに州の財政状況が連邦制形成に与えた影響を捉える。

(5) 1947年以降の戦後東西緊張関係、ヨーロッパ復興計画、ベルリン封鎖問題などの冷戦開始や西側統合との関わりで連邦制形成を解明する。

こうした方法に基づき、同時代人の論考、州首相会議議事録、占領軍政府の州首相宛文書、ヘーレンキムゼー憲法会議議事録、議会評議会議事録などの一次史料を用いて研究を遂行した。

4. 研究成果

(1) ドイツ連邦制形成をめぐる言説分析
研究の第一の柱であるドイツ連邦制形成をめぐる言説分析が明らかにした成果は以下の通りである。

①同時代人の連邦制の正当化言説には、個人の尊厳と自由の尊重、多様性の尊重、ヨーロッパ文明の継承といった考え方があり、これに基づき連邦制は積極的に評価された。

②連邦制論は集権主義、コレクティビズム、大衆政治、分離主義、分立主義に対する批判的・対抗的言説として展開された。

③ドイツの連邦制構築には、ヨーロッパ統合推進への寄与とドイツのヨーロッパへの編入を促進する効果が期待された。

④連邦制構想には、連邦優位型連邦制、州優位型連邦制、連邦・州均衡型連邦制といった三つの類型を検出することができる。

(2) ドイツ連邦制形成をめぐる占領軍政府と州首相の対抗・妥協

研究の第二の柱である連邦制形成をめぐる占領軍政府と州首相の対抗・妥協については、次の点が明らかになった。

①西側占領軍政府は、ロンドン会議（1948年）の決定を経てフランクフルト文書をドイツ州首相に手交し、民主的・連邦制的統治体の形成、憲法の制定、憲法制定のための国民代表機関の設置、国民投票による憲法の批准を要請した。

②ドイツ側は当初これを拒絶し、憲法に代わる基本法の制定、州議会選出代表による基本法の審議、州議会での批准を主張した。

③占領軍政府は反発したが、最終的にはドイツの主張を認めた。この結果、連合国は連邦制原理に基づく統治体形成をドイツに受け入れさせ、その一方でドイツ側は基本法制定と州議会での批准という主張を貫徹しえた。

④占領軍政府とドイツ側の合意が成立した理由は、第一にドイツ側が民主的で連邦制的な統治体の形成自体について異論をもたなかったこと、第二にドイツ側は西側占領地域の経済的・政治的統合の推進を目指したこと、第三に連邦体制形成がドイツのヨーロッパへの統合に寄与すると認識されたことである。

⑤双方が合意に至ったのには、さらに当時の国際関係と時間性的問題がある。1948年6月以降、ソ連によるベルリン封鎖の開始とそれに対抗する西側のベルリン空輸に象徴される東西緊張関係の昂進である。

かくして、西ドイツは基本法の制定に着手することになった。

(3) 本研究のインパクト

以上の成果の学問的インパクトは次のようなものである。

①ドイツ戦後連邦制形成をめぐる言説状況を究明した。

②ドイツ連邦制の構築過程における対抗的な連邦制類型を政党との関わりで明らかにした。

③1949年ドイツ基本法成立の最重要争点が連邦制であることを示した。

④1948年のロンドン会議、ロンドン勧告、フランクフルト文書をめぐり占領軍政府とドイツの州首相の対立・合意過程を解明した。

この結果、本研究は戦後ドイツ史像に新たな知見と解釈を加えるとともに、連邦制のドイツ型を明らかにすることによって連邦制の理論的究明に寄与するものとなった。

(3) ドイツ連邦制国家形成研究に対する本研究の位置

この度の二年間にわたる研究によって、従来から行ってきた「戦後ドイツ連邦体制の形成」に関する研究は完成に向かって大きく前進し、単著として刊行するという目標達成にあと一步と迫った。

単著は、①「占領体制と連邦制の原型形成」、②占領軍政府と州首相会議、③連邦制・連邦主義をめぐる言説状況、④連邦・州の権限関係、⑤連邦参議院と州の参画、⑥連邦財政制度といった章別編成を予定している。

このうち、②と③は本研究によってほぼ完成し、⑤と⑥はすでに論文を公にしている。①と④が未完成であるが、①については本研究期間中にその基礎作業を終えることができた。

したがって、本研究は「戦後ドイツ連邦体制の形成」といった長年の研究の完成に向けた研究成果になったと位置づけることができ、単著公刊の展望を開くものとなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

北住 炯一

「戦後ドイツ国家形成と連邦主義言説」
名古屋大学法政論集、第221号、1-53ページ、2008年3月

〔学会発表〕(計 2件)

(1) 中部ドイツ史研究会

北住 炯一

「ドイツ戦後国家形成と連邦制言説」
2007年12月22日
愛知大学車道校舎

(2) ヨーロッパ地域問題研究会

北住 炯一

「戦後ドイツ連邦制の形成と対抗的選択肢」
2008年5月31日
東京外国語大学本郷サテライト

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0件)

○取得状況 (計 0件)

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

北住 炯一 (KITAZUMI KEIICHI)

愛知学院大学・総合政策学部・教授

研究者番号：20100901

(2)研究分担者
なし

(3)連携研究者
なし